

兵庫県福祉医療費助成制度 の適正な利用について

【目 次】

1. 兵庫県福祉医療費助成制度について	1
2. 制度改正の概要（令和8年7月～）	4
3. 医療機関へご協力をお願い	5
4. 制度改正に係るQ & A	7
5. 制度改正に係る市町独自の取扱い （神戸市、姫路市、西宮市）	11
6. 関係機関連絡先	14

令和8年4月作成

兵庫県福祉部国保医療課

1 兵庫県福祉医療費助成制度について

(1) 制度の概要

兵庫県の福祉医療費助成制度（高齢期移行、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭等の6事業。以下「福祉医療制度」という。）は、福祉的配慮が必要な方々に医療を受けやすい環境を提供することを目的として、県が制度設計し、市町が条例等に基づき実施主体として運営する制度です。また、県は市町による制度運営を財政面から支援するため、補助金を交付しています。

これまで、福祉医療制度は、国と地方の役割分担の観点から、国公費負担医療制度（例：障害者総合支援法に基づく自立支援医療）が適用される傷病については、国制度を優先し、福祉医療制度は助成の対象外としてきました。

しかし、このたび、対象者の経済的負担軽減と利便性向上を図るため、令和8年7月から、国公費負担医療制度と福祉医療制度を併用できるよう制度を改正します。

福祉医療制度は県と市町の財源のみで実施しているため、医療機関における資格確認や、診療報酬請求では、国公費負担医療制度と福祉医療制度を関係法令に基づき適切に取り扱うことがこれまで以上に重要となります。

(2) 対象者

福祉医療制度は、兵庫県内の各市町に住所を有する医療保険加入者のうち、次の要件に該当する方を対象としています。また、各事業に所得制限を設けています。なお、市町によっては、独自に対象者の範囲を拡大したり、所得制限を緩和している場合があります。

(3) 資格取得

福祉医療制度の資格取得は、その方のお住まいの市町の福祉医療制度担当課へ申請する必要があります。

申請後、市町による審査を経て、要件や所得制限などに合致すると認められた方に対して、市町長名で福祉医療制度の受給者証が交付されます。

(4) 一部負担金

福祉医療制度では、受給者の方に一部負担金をお支払いいただくことがあります。県補助の対象となる基準は次のとおりですが、市町によっては、独自に一部負担金を減額したり、無償化している場合があります。窓口で徴収する金額については、受給者証の記載により確認することができます。

- ・各事業の市町への県補助要件（R8.4時点）
※市町によって、独自に事業内容を拡充している場合があります。

① 高齢期移行

法別番号	対象者・所得制限	一部負担金
41、42	65歳以上70歳未満で下記の要件を満たす者 ・区分1 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない者（本人は、年金収入80万9千円以下かつ所得なし） ・区分2 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万9千円以下であり、かつ要介護2以上の者	定率2割 ※負担限度額 【区分1】 外 来：8,000円/月 入院等：15,000円/月 【区分2】 外 来：12,000円/月 入院等：35,400円/月

② 重度障害者、高齢重度障害者

法別番号	対象者・所得制限	一部負担金
＜精神＞ （重度） 43、44 （高齢重度） 68、69	【対象者】 ・障害の程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・重度（精神障害者保健福祉手帳1級）の精神障害者 ※高齢重度は後期高齢者医療の被保険者	【外来】 1 保険医療機関等あたり次の額を上限に月2回まで 一 般：600円/日 低所得者：400円/日
＜心身＞ （重度） 82、83 （高齢重度） 58、59	【所得制限】 自立支援医療制度の所得制限基準を準用 （市町村民税所得割税額23.5万円未満）	【入院】 定率1割、上限2,400円/月 （低所得者1,600円/月） ※連続3か月を超える入院の場合、4か月目以降無し

③ 乳幼児等

法別番号	対象者・所得制限	一部負担金
80、81	【対象者】 小学3年生まで（9歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の乳幼児等 【所得制限】 自立支援医療制度の所得制限基準を準用 （市町村民税所得割税額23.5万円未満） ただし、0歳児は所得制限なし	【外来】 1 保険医療機関等あたり次の額を上限に月2回まで 一 般：800円/日 低所得者：600円/日 【入院】 定率1割、上限3,200円/月 （低所得者2,400円/月） ※連続3か月を超える入院の場合、4か月目以降無し

④ こども

法別番号	対象者・所得制限	一部負担金
47、48	【対象者】 小学4年生から中学3年生まで（9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するまで）の児童・生徒 【所得制限】 自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額23.5万円未満）	医療保険における自己負担額の2/3 ※連続3か月を超える入院の場合、4か月目以降無し

⑤ 母子家庭等

法別番号	対象者・所得制限	一部負担金
84、85	【対象者】 以下の要件を満たす、18歳に達する年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父 ・母子家庭 市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭 市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童 ・遺児 両親と死別等した児童	【外来】 1 保険医療機関等あたり次の額を上限に月2回まで 一般：800円/日 低所得者：400円/日 【入院】 定率1割、上限3,200円/月 （低所得者1,600円/月） ※連続3か月を超える入院の場合、4か月目以降無し
	【所得制限】 児童扶養手当（全部支給）の所得制限の基準を準用	

(5) 助成する医療費の範囲

福祉医療制度で助成する医療費は、医療保険が適用される医療費のうち、保険給付の額や国公費負担医療制度の助成額を除いた最終的な自己負担額から、福祉医療制度の一部負担金を除いた額です。

○福祉医療制度の助成イメージ

医療費総額			
医療保険の給付	国公費負担医療制度の助成	福祉医療制度の助成	一部負担金

【対象から除くもの】（以下の例に該当するものなど）

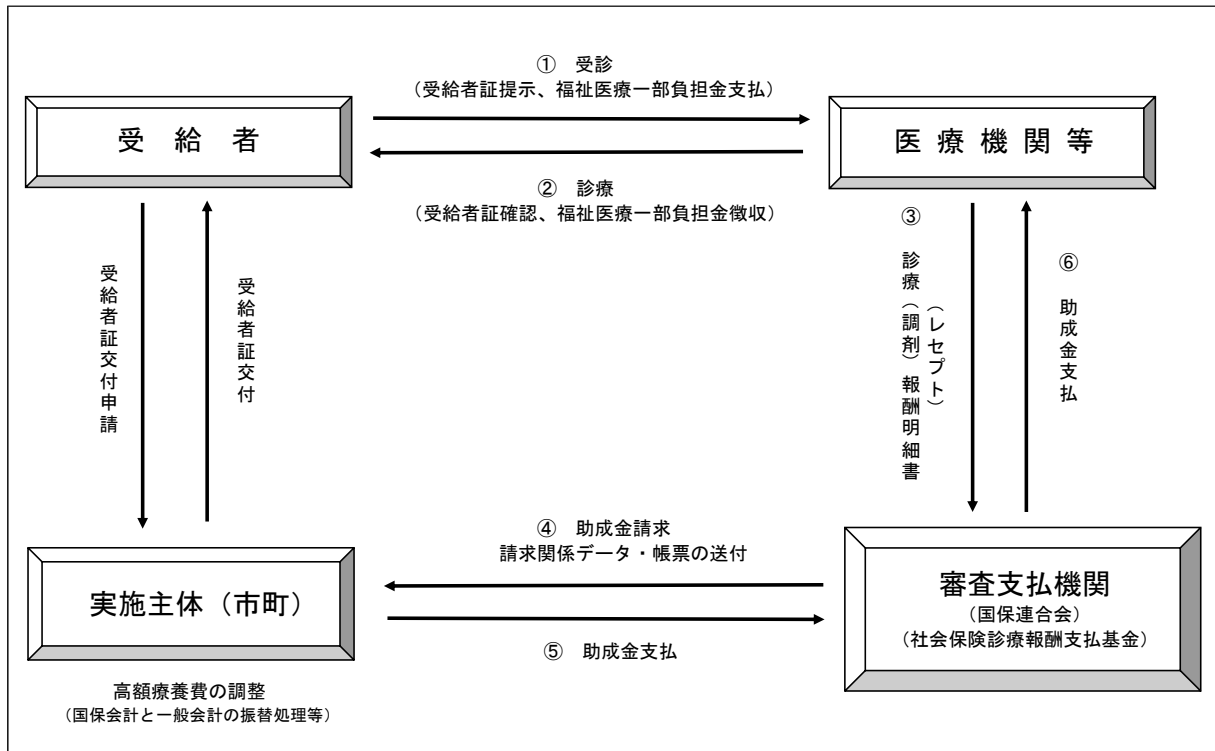
- ・健康診断料、予防接種料、薬剤容器代（ビン代）、診断書料・証明書料、先発医薬品の特別の料金など、保険適用外の費用
 - ・入院時の食事療養及び生活療養費にかかる標準負担額
 - ・学校管理下で生じたけが等で、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付金※の対象となるもの
- ※給付内容は、療養に要する費用の額(5,000円以上の場合)の4/10で、見舞金を含みます。

(6) 助成方法

福祉医療制度は現物給付方式で運用されており、流れは次のとおりです。

1. 受給者は、医療機関等の窓口で受給者証を提示し、福祉医療制度の一部負担金を支払います。

2. 医療機関等は、レセプトを作成し、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会）へ提出します。
3. 審査支払機関は、レセプトを審査し、該当市町に助成金を請求します。
4. 市町は、審査支払機関を通じて、医療機関等へ助成金を支払います。



【現物給付の取扱いとならないもの】

次の場合は、現物給付の取扱いとならないため、医療機関等の窓口では医療保険の自己負担額の支払いが必要です。

- ① 医療機関等で受給者証の提示がない場合（オンライン資格確認ができない場合を含む）
- ② 兵庫県外の医療機関等を受診した場合

→①、②の場合でも、後日、お住まいの市町の福祉医療制度担当課へ申請することにより、償還払いを受けることができます。

2 制度改正の概要（令和8年7月～）

～国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用を可能とする改正～

(1) 現行（令和8年6月診療分まで）：併用不可

国公費負担医療制度が適用される傷病については、国制度が優先され、福祉医療制度は助成対象外となります。

なお、市町によっては、独自に国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用を認めている場合がありますが、償還払いの取扱いとなるため、受給者は一時的に自

己負担が発生します。また、後日、市町の福祉医療担当課で領収書等を提出し、償還払いの手続きを行う必要があります。

(2) 改正後（令和8年7月診療分から）：併用可

国公費負担医療制度の適用後に、なお自己負担額がある場合は、その自己負担額に対して福祉医療制度を適用することが可能となります。

また、県制度として県内すべての市町において統一的に併用が可能となるため、現物給付による取扱いができるようになります。

これにより、受給者にとっては経済的負担の軽減が図られるとともに、償還払いの手続きが不要となるなど、利便性の向上が期待されます。

○制度改正の概要

区分	現行	改正後
国公費との関係	国公費負担医療制度が適用される場合は、福祉医療制度は適用不可（市町独自に適用可の場合あり）	国公費負担医療制度適用後に、なお自己負担額がある場合は、その自己負担額に対して福祉医療制度を適用可
助成方法	— （市町独自の場合は償還払い）	現物給付 （県制度として統一）

○併用可の具体例

※あくまで一例であり、実際の負担額は所得区分等により異なる場合があります。

また、国公費負担医療制度や福祉医療制度の種類によっても負担額が異なります。

（条件）

医療費総額10万円、保険給付 7割

国公費負担（指定難病）患者負担 2割 負担上限額1万円/月

福祉医療（重度障害）患者負担 負担上限額1,200円/月

【現行】

医療保険の給付 7万円	国公費負担 2万円	一部負担金 1万円
----------------	--------------	--------------

【改正後】

医療保険の給付 7万円	国公費負担 2万円	福祉医療助成 8,800円	一部負担金 1,200円
----------------	--------------	------------------	-----------------

現行より自己負担額が8,800円
(10,000円-1,200円)少なくなる！

3 医療機関へご協力をお願い（令和8年7月からの制度改正に向けて）

(1) 国公費負担医療制度と福祉医療制度の適正利用

国公費負担医療制度の目的は、主に、社会的弱者の救済、障害者等の福祉、難病・慢性疾患の治療研究及び助成、健康被害等に対する補償、公衆衛生の向上に分類されます。

単に、「福祉医療制度の自己負担額が少ないから、国公費負担医療制度を利用しない」ということではなく、各制度の目的をご理解いただき、国公費負担医療制度に該当する場合は、患者さんに制度の概要をご説明いただくなど、適正な利用にご協力をお願いします。

また、患者さんから国公費負担医療制度の受給申請に必要な証明書類（例：診断書、意見書）を求められる場合があります。医療機関の皆様にはお手数をおかけしますが、この取組みの趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

(2) 国公費負担医療制度の優先適用

患者さんが国公費負担医療制度の対象となる医療を受診した場合は、国公費負担医療制度と福祉医療制度の両方の受給資格を確認し、国公費負担医療制度を「第1公費」※とし、福祉医療制度を「第2公費」※として診療報酬を請求してください。

※第1公費＝公費優先順位の一歩目、第2公費＝第1公費を適用した後に適用できる公費

福祉医療制度は、国の補助金を受けずに県と市町の財源のみで実施しています。国公費負担医療制度を優先適用しない場合、本来、医療施策の充実などに活用されるべき財源が、特定の患者さんの自己負担軽減に充当されてしまいます。

福祉医療制度を第1公費としたり、福祉医療制度のみを適用することがないよう、十分ご注意ください。

適用順：医療保険→国公費負担医療制度→福祉医療制度

福祉医療は
最後に適用

○具体例

(条件)

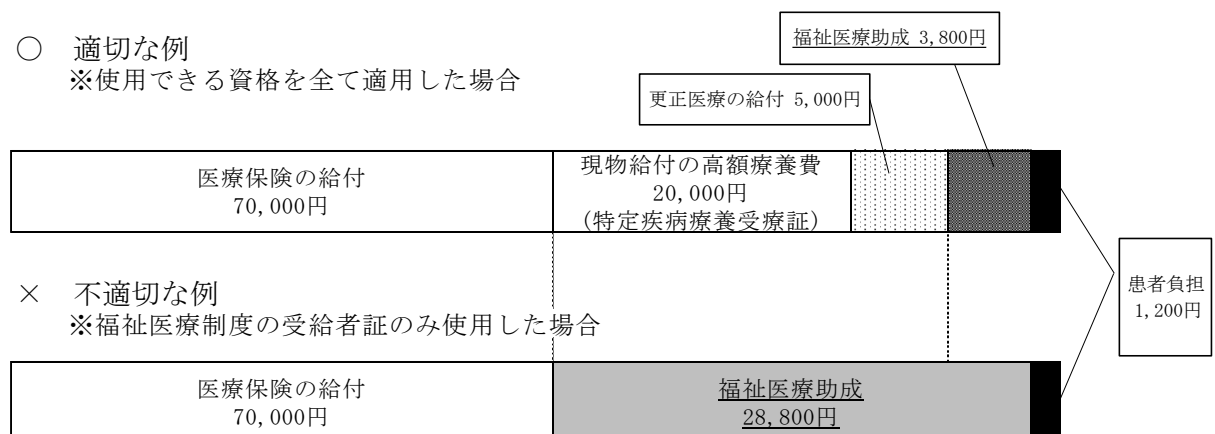
- ・医療費総額 10 万円(全て人工透析療法にかかるもの)
- ・医療費は通院（2 日）医療によるもの

(使用できる資格)

- ・医療保険(自己負担 3 割)
- ・特定疾病療養受療証(負担上限額 10,000 円/月)
- ・更生医療の受給者証(負担上限 5,000 円/月)
- ・福祉医療制度の受給者証(重度障害者医療 負担上限額 1,200 円/月)

○ 適切な例

※使用できる資格を全て適用した場合



本来、医療施策の充実を活用されるべき財源が、特定の患者の自己負担軽減に充当されてしまいます！

自己負担上限額管理票を適切に記載いただくことで、国公費負担医療制度と福祉医療制度の適正利用に繋がります。

[illegible]

（福祉医療制度適用後の、実際に窓口で徴収する自己負担額を記入するわけではありません！）

※神戸市及び姫路市は、独自で国公費負担医療制度の自己負担額を福祉医療制度と同等にする拡充を実施しています。取り扱いについては、11 ページ「5 制度改正に係る市町独自の取扱い」を確認ください。

Q2 国公費負担医療制度と福祉医療制度の適用の順番はどうなりますか。

A2 国公費負担医療制度を「第1公費」、福祉医療制度を「第2公費」として取扱います。窓口での徴収額の計算や診療報酬の請求は、この順序に基づいて行ってください。（6 ページ参照）

Q3 令和8年7月から、国公費負担医療制度は適用せず福祉医療制度のみを適用することはできますか。

A3 今回の制度改正は、国公費負担医療制度の代わりに福祉医療制度を適用できるようにするものではありません。国公費負担医療制度を適用したうえで、なお自己負担額が生じる場合に、福祉医療制度を併用できる仕組みです。

そのため、窓口では、国公費負担医療制度と福祉医療制度の両方の受給資格を、受給者証やオンライン資格確認で必ず確認してください。

Q4 国公費負担医療制度と福祉医療制度の両方の受給資格を持つ者が、福祉医療制度の受給者証のみ提示した場合、福祉医療制度のみを適用してもよいですか。

A4 福祉医療制度のみを適用すると、本来、国公費負担医療制度が負担すべき分まで福祉医療制度が肩代わりすることになりますので、国公費負担医療制度の受給資格を確認の上、福祉医療制度を適用することを原則としています（国公費負担医療制度の優先適用。6 ページ参照）。制度の適正利用にご理解とご協力をお願いします。

Q5 これまで、福祉医療制度の受給者証に「精神疾患については、この受給者証は使えません。」と記載がありましたが、取扱いに変更はありますか。

A5 精神通院医療は、自立支援医療（精神通院医療）により医療費が助成されることから、これまで、福祉医療制度の助成対象外としていました。令和8年7月からは、国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用を可能としますので、自立支援医療（精神通院医療）が適用される場合は、福祉医療制度を適用することができます。

なお、精神入院医療は、現在、国において医療費助成の仕組みが設けられていないことから、令和8年7月以降も引き続き助成対象にはなりません（併用不可。市町によっては、独自で対象としている場合があります。）

※西宮市は令和8年7月から一部取扱いが異なりますので、11 ページ「5 制度改正に係る市町独自の取扱い」を確認ください。

(2) レセプト、自己負担上限額管理票の記載について

Q6 レセプトの記載方法はどのように変わりますか。

A6 基本的な事例を「【別紙】令和8年7月診療分からのレセプト記載事例」にまとめています。なお不明点がある場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会もしくは社会保険診療報酬支払基金兵庫審査委員会事務局へお尋ねください。

Q7 国公費負担医療制度の自己負担上限額管理票の記載方法は変わりますか。

A7 自己負担上限額管理票の記載方法は、併用後も変更はありません（7ページ参照）。

(3) 窓口徴収額の事例について

Q8 1日目で小児慢性の自己負担上限額に達した場合、2日目の窓口徴収額はいくらになりますか。

A8 以下の事例では、2日目の窓口徴収額は0円になり、福祉医療制度の助成もありません。

【事例】小児慢性（52） 6歳未満（2割負担）、福祉（48）

○52：自己負担上限額：2,500円

○48：自己負担上限額：400円/日・月2回まで

(円)

診療日	医保			小児慢性		福祉医療	
	医療費総額	保険給付	一部負担	助成	一部負担	助成	一部負担
1日目	20,000	16,000	4,000	1,500	2,500	2,100	400
2日目	20,000	16,000	4,000	4,000	0	0	0
合計	40,000	32,000	8,000	5,500	2,500	2,100	400

実際の窓口徴収額

Q9 2日目の小児慢性の自己負担額が福祉医療制度の一部負担金額を下回る場合、窓口徴収額はいくらになりますか。

A9 以下の事例では、2日目の小児慢性の自己負担額を福祉医療制度の一部負担金額として徴収してください。なお、福祉医療制度の助成はありません。

【事例】小児慢性（５２） ６歳未満（２割負担）、福祉（４８）

○５２：自己負担上限額：２,５００円

○４８：自己負担上限額：４００円／日・月２回まで

(円)

診療日	医保			小児慢性		福祉医療	
	医療費総額	保険給付	一部負担	助成	一部負担	助成	一部負担
１日目	12,000	9,600	2,400	0	2,400	2,000	400
２日目	12,000	9,600	2,400	2,300	100	0	100
合計	24,000	19,200	4,800	2,300	2,500	2,000	500

実際の窓口徴収額

Q10 ３日目も小児慢性の自己負担額がある場合、窓口徴収額はいくらになりますか。

A10 以下の事例では、福祉医療制度は月２回まで一部負担金を徴収しますので、３日目の窓口徴収額は０円になります。なお、小児慢性の自己負担額は福祉医療制度が助成します。

【事例】小児慢性（５２） ６歳未満（２割負担）、福祉（４８）

○５２：自己負担上限額：２,５００円

○４８：自己負担上限額：４００円／日・月２回まで

(円)

診療日	医保			小児慢性		福祉医療	
	医療費総額	保険給付	一部負担	助成	一部負担	助成	一部負担
１日目	1,000	800	200	0	200	0	200
２日目	1,000	800	200	0	200	0	200
３日目	1,000	800	200	0	200	200	0
合計	3,000	2,400	600	0	600	200	400

実際の窓口徴収額

5 その他

制度改正にあたり、市町で独自の取扱いをするもの

神戸市

7 ページ QA 1 関係

神戸市の自立支援医療制度及び小児慢性特定疾病医療費助成の自己負担額については、国制度の自己負担額ではなく、市独自の事業として、福祉医療制度と同等まで引き下げていますので、以下の通り取り扱ってください。

・自立支援医療制度の場合

自己負担額 600 円に対して福祉医療制度の自己負担額が 600 円の場合は助成の余地がありませんので、自立支援医療を「第 1 公費」として記入し、福祉医療制度の記入は必要ありません。福祉医療制度の自己負担額が 400 円となる場合は差額の 200 円に対して併用となりますので、自立支援医療を「第 1 公費」、福祉医療を「第 2 公費」として記入してください。上限額管理票の記載は引き続き不要です。

・小児慢性特定疾病医療費助成の場合

今までの医療機関での取扱いと変更はありません。小児慢性特定疾病医療費助成の月額上限額（800 円）を限度に窓口徴収を行ってください。なお、福祉医療制度を利用することで、小児慢性特定疾病医療費助成の月額上限額（800 円）を下回る場合は、受給者からの申請に基づき、受給者へ差額分の償還払い対応を行います。

(1) レセプトの記載について

小児慢性を「第 1 公費」として記入してください。福祉医療制度の記入は必要ありません。令和 8 年 7 月診療分からのレセプトの記載事例の基-3・国-3 のとおり記入をお願いします。

(2) 自己負担上限額管理票の記載について

自己負担上限額管理票については、小児慢性特定疾病医療受給者証に記載の自己負担限度額（800 円）を月間自己負担限度額として、記入をしてください。

○自己負担上限額管理票の記入例

● 年 7 月分 自己負担限度額管理票 (1)

受診者	△△ △△	受給者番号	9999999		
月間自己負担限度額 800 円					
日付	指定医療機関名	医療費総額 (円) (10 割分)	自己負担額 (円)	自己負担限度額 (円)	徴収印
7/3	●●病院	5,000	800	800	印

上記のとおり月間自己負担限度額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
7/3	●●病院	印

※自己負担上限額に達した後も、引き続き「医療費総額(10割分)」については、記載いただくようお願いいたします。

令和 8 年 7 月から併用が可能になっても、自己負担上限額管理票の記入方法は変わりません。
小児慢性特定疾病医療受給者証に記載の自己負担限度額（800 円）を月間自己負担限度額として、記入してください。

7 ページ QA 1 関係

姫路市では、小児慢性特定疾病医療費助成制度（以下、小児慢性とする。）について、国制度の自己負担額ではなく、市独自の事業として、自己負担上限月額を無料としています。令和8年7月の併用開始後も、国公費負担医療制度が優先適用となるため、小児慢性の助成対象の受診については、福祉医療制度で助成する余地がありません。

※PMHによりオンラインで福祉医療制度の資格確認をした場合においても、同様に小児慢性が優先適用となるようレセプトの記載をお願いいたします。

(1) レセプトの記載について

【医療保険と小児慢性が同点数の場合】

小児慢性を「第1公費」として記入してください。福祉医療制度の記入は必要ありません。【別紙】令和8年7月診療分からのレセプトの記載事例の基-3・国-3のとおり記入をお願いします。

【医療保険と小児慢性が異点数の場合】

（例：小児慢性の助成対象外の保険治療も併せて行うとき等）

小児慢性を「第1公費」、福祉医療制度を「第2公費」として記入してください。

(2) 自己負担上限額管理票の記載について

姫路市の小児慢性では、自己負担上限月額は無料ですが、市外転出・制度変更・高額かつ長期の申請等の際に記録が必要となるため、以前から国制度による自己負担額（医療費総額の2割）の記入を依頼しています。自己負担上限額管理票については、これまで通りの記入をしてください。

○自己負担上限額管理票（姫路市小児慢性特定疾病医療費受給者証裏面）の記入例

● 年 7 月分自己負担上限額管理票

月額自己負担上限額 0 円

日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額 (2割)	自己負担累積額 (月額)	徴収印
7 / 1	●●病院	¥ 5,000	1,000	0	印
7 / 7	●●病院	¥ 10,000	2,000	0	印
7 / 15	△△病院	¥ 5,000	1,000	0	印
/		¥			
/		¥			
/		¥			

上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

日 付	指定医療機関名
/	

※上限額に達した後も引き続き記載してください。

令和8年7月から併用が可能になっても、自己負担上限額管理票の記入方法は変わりません。

「自己負担額（2割）」欄に、国制度による負担額（医療費総額の2割）を記入してください。

西宮市

8 ページ QA 5 関係

精神障害者保健福祉手帳の所持により障害者・高齢障害者医療費助成制度を受給している方の精神疾患による医療費について、2級の方（法別番号 44、69）は、令和8年7月以降も引き続き自立支援医療（精神通院医療）との併用はできません。県補助要件に該当する1級の方（法別番号 43、68）のみ、自立支援医療（精神通院医療）との併用が可能となります。

法別番号	障害等級等の要件	精神疾患の医療費
43	精神障害者保健福祉手帳 1 級	自立支援医療（精神通院医療）と併用の場合に限り障害者・高齢障害者医療費助成適用可
68		
44	精神障害者保健福祉手帳 2 級	助成対象外
69		

<< 主な公費負担医療制度一覧 >>

法別番号	医療種別	法別番号	医療種別
10	感染症法第37条の2(結核患者の適正医療)	43	重度精神障害者医療 (障) 県
11	感染症法第37条(結核患者の入院)	44	重度精神障害者医療 (障) 市・町
12	生活保護法による医療扶助	47	こども医療費 (こ) 県
13	戦傷病者(療養の給付)	48	こども医療費 (こ) 市・町
14	戦傷病者(更生医療)	51	特定疾患治療費 (特)
15	障害者自立支援医療(更生医療)	52	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援
16	障害者自立支援医療(育成医療)	53	児童福祉法(措置児童医療)
17	児童福祉(療養の給付)	54	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療
18	原爆医療(認定疾病医療)	58	高齢重度心身障害者医療 (高) 県
19	原爆医療(一般疾病医療)	59	高齢重度心身障害者医療 (高) 市・町
20	精神保健法第29条(措置入院)	62	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等
21	障害者自立支援医療(精神通院医療)	66	石綿被害者医療
22	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置	67	退職者医療
23	母子保健(養育医療)	68	高齢重度精神障害者医療 (高) 県
24	療養介護医療及び基準該当療養介護医療	69	高齢重度精神障害者医療 (高) 市・町
25	中国残留邦人	79	障害児施設医療
28	一類感染症等の患者の入院	80	乳幼児等医療費 (乳) 県
29	新感染症の患者の入院	81	乳幼児等医療費 (乳) 市・町
30	心神喪失等	82	重度心身障害者医療 (障) 県
38	肝炎治療費 肝がん・重度肝硬変医療費	83	重度心身障害者医療 (障) 市・町
39	後期高齢者医療	84	母子家庭等医療費 (母) 市・町
41	高齢期移行助成事業 (移) 県	85	母子家庭等医療費 (母) 県
42	高齢期移行助成事業 (移) 市・町	86	難病特疾治療 (難)

兵庫県国民健康保険団体連合会 HP より

6 関係機関連絡先

1. 福祉医療制度について

(1) 福祉医療制度の概要に関すること（県）

・・・制度の基本的な仕組みや運用方針など、制度全般に関すること

兵庫県福祉部国保医療課 医療福祉班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711（代表）

(2) 福祉医療制度の具体的な内容に関すること（市町）

・・・個別の受給者に関すること、償還払いなどの事務手続きに関すること、市町独自の上乗せ制度に関すること等

15, 16 ページの各市町一覧もしくは受給者証に記載の市町連絡先

2. 診療報酬明細書（レセプト）の記載について

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療制度分について

兵庫県国民健康保険団体連合会

〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

（センタープラザ内）

保険医療機関所在地により担当係が異なりますので、下記ホームページの『診療報酬等担当窓口及び電話番号』をご参照ください。

<https://www.kokuhoren-hyogo.or.jp>

トップページ > 保険医療機関等の皆様へ > 保険医療機関等の皆様へ > 診療報酬総括票・請求書等及び作成上の留意点 > 診療報酬等担当窓口及び電話番号

(2) 社会保険分について

社会保険診療報酬支払基金兵庫審査委員会事務局

〒650-8528 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目4番4

TEL 078-302-5000

＜＜ 各市町連絡先 ＞＞

R8.4 時点

市町名	所管課名	電話番号	住所
神戸市	国保年金医療課	078-333-3330	神戸市中央区加納町 6-5-1
神戸市東灘区	保険年金医療課介護医療係	078-841-4131	神戸市東灘区住吉東町 5-2-1
神戸市灘区	保険年金医療課介護医療係	078-321-0033	神戸市灘区桜口町 4-2-1
神戸市兵庫区	保険年金医療課介護医療係	078-511-2111	神戸市兵庫区荒田町 1-21-1
神戸市長田区	保険年金医療課介護医療係	078-579-2311	神戸市長田区北町 3-4-3
神戸市須磨区	保険年金医療課介護医療係	078-731-4341	神戸市須磨区大黒町 4-1-1
神戸市北須磨支所	保険年金医療課介護医療係	078-793-1212	神戸市須磨区中落合 2-2-6
神戸市垂水区	保険年金医療課介護医療係	078-708-5151	神戸市垂水区日向 1-5-1
神戸市北区	保険年金医療課介護医療係	078-593-1111	神戸市北区鈴蘭台北町 1-9-1
神戸市北神区	市民課窓口係	078-981-5377	神戸市北区藤原台中町 1-2-1
神戸市中央区	保険年金医療課介護医療係	078-335-7511	神戸市中央区東町 115
神戸市西区	保険年金医療課介護医療係	078-940-9501	神戸市西区糺台 5-4-1
姫路市	福祉総務課	079-221-2307	姫路市安田 4-1
尼崎市	福祉医療課	06-6489-6359	尼崎市東七松町 1-23-1
明石市	長寿医療課 (移行、高齢重度)	078-912-1111	明石市中崎 1-5-1
	障害福祉課 (重度障害)		
	児童福祉課 (母子、こども)		
西宮市	医療年金課	0798-35-3188	西宮市六湛寺町 10-3
洲本市	保険医療課	0799-24-7608	洲本市本町 3-4-10
芦屋市	地域福祉課福祉医療係	0797-38-2076	芦屋市精道町 7-6
伊丹市	後期医療福祉課	072-784-8041	伊丹市千僧 1-1
相生市	市民課医療年金係	0791-23-7167	相生市旭 1-1-3
豊岡市	国保・年金課	0796-23-1111	豊岡市中央町 2-4
加古川市	医療助成年金課	079-427-9190	加古川市加古川町北在家 2000
赤穂市	医療介護課	0791-43-6820	赤穂市加里屋 81
西脇市	保険医療課	0795-22-3111	西脇市下戸田 128 番地の 1
宝塚市	医療助成課	0797-77-2064	宝塚市東洋町 1-1
三木市	保険年金課	0794-82-2000	三木市上の丸町 10 番 30 号
高砂市	国保年金課	079-442-2101	高砂市荒井町千鳥 1-1-1
川西市	医療助成・年金課	072-740-1111	川西市中央町 12-1

市町名	所管課名	電話番号	住所
小野市	市民課	0794-63-1000	小野市中島町 531
三田市	国保医療課	079-563-1111	三田市三輪 2-1-1
加西市	国保医療課	0790-42-1110	加西市北条町横尾 1000
丹波篠山市	医療保険課	079-552-1111	丹波篠山市北新町 41
養父市	健康医療課	079-662-3165	養父市八鹿町八鹿 1675
丹波市	健康課	0795-82-6690	丹波市氷上町成松字甲賀 1
南あわじ市	長寿・保険課	0799-43-5257	南あわじ市市善光寺 22 番地 1
朝来市	市民課	079-672-6120	朝来市和田山町東谷 213-1
淡路市	福祉総務課	0799-64-0001	淡路市生穂新島 8
宍粟市	市民課	0790-63-3000	宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
加東市	保険医療課	0795-42-3301	加東市社 50
たつの市	国保医療年金課	0791-64-3240	たつの市龍野町富永 1005-1
猪名川町	福祉課 (移行、(高齢)重度障害) こども課 (乳幼児、母子、こども)	072-766-0001	川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
多可町	住民課	0795-32-2380	多可郡多可町中区中村町 123
稲美町	地域福祉課 (移行、(高齢)重度障害) こども課 (乳幼児、母子、こども)	079-492-1212	加古郡稲美町国岡 1-1
播磨町	保険課	079-435-2581	加古郡播磨町東本荘 1-5-30
市川町	健康福祉課	0790-26-1019	神崎郡市川町西川辺 165-3
福崎町	ほけん年金課	0790-22-0560	神崎郡福崎町南田原 3116-1
神河町	住民生活課	0790-34-0962	神崎郡神河町寺前 64
太子町	町民課	079-277-1012	揖保郡太子町鵜 280-1
上郡町	国保介護支援課	0791-52-1111	赤穂郡上郡町大持 278
佐用町	住民課	0790-82-2521	佐用郡佐用町佐用 2611-1
香美町	健康課	0796-36-1111	美方郡香美町香住区香住 870-1
新温泉町	健康課	0796-82-5620	美方郡新温泉町浜坂 2673-1